

# 有田市結婚新生活支援補助金

有田市で新婚生活を始める二人に、  
新居の住居費や引越費用を補助し、  
新たなスタートを応援します。

最大 **30** 万円

✿婚姻時に夫婦ともに29歳以下であれば

最大 **60** 万円

## 補助対象経費

婚姻日の属する年度およびその翌年度に支払った以下の費用。

- ・住宅購入費用
- ・賃借に係る賃料および共益費、敷金、礼金、仲介手数料
- ・引越業者や運送業者へ支払った引越し費用

※リフォーム費用は対象外。別途、住宅リフォーム工事費補助事業をご活用ください。

※年度とは4月1日から翌年3月31日までを指します。

## 対象要件

次のすべてを満たす方が対象となります。

- ・令和3年1月1日以降に婚姻し、婚姻日の年齢が夫婦共に39歳以下の方
- ・有田市に住所があり、夫婦及び同一世帯員に有田市税の滞納がない方
- ・婚姻日の属する年度に認定申請を行った方（転入を者除く）
- ・過去にこの制度における補助金を受けたことがない方
- ・夫婦及び同一世帯員が暴力団員等や暴力団員と密接な関係を有していない方

## 受付期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※詳細は市HPをご覧ください。

申請・問合せ先

有田市経営管理部経営企画課まちづくり係

〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50

☎ 0737-22-3731 受付時間 8:30~17:15 (土日祝休)

✉ keieikikaku@city.arida.lg.jp

